



## 令和8年度スタート

寒さも和らぎ、例年より早く桜が咲き始め、春の訪れを感じる時節となりました。新年度（令和8年度）がスタートしてから、早いもので1週間が経とうとしています。

新年度のスタートに相応しく、市内各所では桜が見頃を迎えています。

さて、事務局では以下の体制で、新たなスタートをきりました。今後ともご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

- ☆事務局長 野沢 弘一
- 次 長 島崎 基彦
- 主 査 藤本 雅樹
- 主 任 堀田 道恵
- 主 任 赤井 美和子
- ☆主 事 金谷 愛

※「☆」は新任

何卒よろしくお願いいたします。



## 会員の皆様へ（お知らせ）

### 「包括的契約（新しい契約方法）」の施行について

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（以下、「フリーランス法」という）が令和5年5月12日に公布され、令和6年11月1日に施行されました。

フリーランス法の趣旨である「フリーランス（請負・委任の形態で就業する会員含む）が安心して就業できる環境の整備」のため、当センターでは令和8年度（令和8年4月1日）から「包括的契約」での契約を行います。

※当センターの就業のうち、「派遣」や「職業紹介」を除く殆どが「包括的契約」となります。

#### ◇変更点

現在の契約は、発注者→センター→会員となっており、発注者と会員とは間接的な関係でしたが、「包括的契約（新しい契約方法）」では以下のとおりとなります。

契約方式	契 約 関 係	会 員 の 立 場
旧来の契約	発注者とセンターのみの契約	センターの下請的な立場
包括的契約	発注者、センターと会員の三者による包括的契約	発注者と直接契約

包括的契約では、お客様（発注者）と会員の皆様との間で直接的な契約関係が成立することとなり、センターは両者の間で調整やマッチング行うこととなります。実務上はこれまでどおり、発注者との調整や契約等についてセンターが行います。

※包括的契約では「smile to smile」をご利用いただくと便利です。

※包括的契約の内容や「smile to smile」の登録方法、利用方法など、疑問等ございましたら事務局までお問合せください。